

備後圏都市計画道路の変更（広島県決定）

備後圏都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・2・005	新市駅家線	福山市 新市町 大字新市	福山市 駅家町 大字近田	福山市 新市町 大字戸手	約4,520m	地表式	4 車線	30m	自動車専用 道路福山西 環状線と平 面交差1箇 所 幹線街路と 平面交差5 箇所
	車線数の内訳		4車線			約4,520m				
	その他									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由 書

福山市都市マスタープランでは、急速な少子化、高齢化の進行や人口減少社会の到来など、社会構造の大きな転換期を迎える中で、様々な都市機能がコンパクトに集積した「都市拠点集約型の都市構造」を目指すと共に、交通施設整備の方針として、「都市の骨格となる放射・環状型幹線道路網の整備を進め、交通渋滞を緩和することにより、市民生活の安全性や利便性の向上を図る」こととしています。

新市駅家線は、旧新市町における経済発展の促進、交通の円滑化を考慮し、産業の充実と商工都市としての機能を果たすと共に、市街地を形成するため、1962年（昭和37年）に都市計画決定されました。

その後、1996年（平成8年）には、備後都市圏の北部における幹線道路の機能強化を図るため、車線数を2車線から4車線へ変更するなど、計6回の都市計画変更を経て現在に至っており、放射・環状型幹線道路網を構成する主要な東西交通軸としての役割を期待されています。

今回の変更は、路線の詳細設計が完了し、交差点協議等を経て道路の形状が確定したことによる区域の変更であり、都市計画変更に係る現行規定に基づき、「機能回復のための側道」及び「都市計画道路等でない既設道路交差点部の隅切り」について、区域の削除を行うものです。また、地表式の区間における交差の構造について精査した結果、交差箇所数を減とするものです。